

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容

## 1 改正理由

パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いを定めるため、「配偶者」を対象に含む諸手当について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとする規定を整備する。

## 2 新旧対照表

## (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月文京区条例第27号）

改正案	現行
<p>第一条～第十条 （略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方</u></p> <p>二～六 （略）</p> <p>3及び4 （略）</p> <p>第十二条～第三十四条 （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p>	<p>第一条～第十条 （略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>二～六 （略）</p> <p>3及び4 （略）</p> <p>第十二条～第三十四条 （略）</p>

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

改め文省略（別紙 新旧対照表参照）

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月文京区条例第17号）

改正案	現行
付 則	付 則
1 (略) (扶養手当に関する特例措置)	1 (略) (扶養手当に関する特例措置)
2 (略)	2 (略)
3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、 <u>配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年文京区条例第●●号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活</u>	3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定

において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されることを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

- 一 平成三十年度 一万千五百円
- 二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- 5 （略）
- 6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他

されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

- 一 平成三十年度 一万千五百円
- 二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- 5 （略）
- 6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受け

の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日 （幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年文京区条例第●●号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日） の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

る要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

### 3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。